

# オンサイト利用施設を用いた調査票情報の使用の枠組み

平成 21 年 3 月 9 日  
独立行政法人統計センター

## 1 目的

本枠組みは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条に基づく調査票情報の提供に関し、同条に係る調査票情報の使用を情報セキュリティが確保された施設内に限定し、及びその使用を厳重に管理することが可能な仕組みを学界等と連携して整備し、これを行政機関等及び大学研究者等に供することにより、同条の適切かつ円滑な運用、調査票情報の適正管理、行政機関等の事務の負担軽減及び同条に係る手続の迅速化に寄与することを目的とする。

## 2 本枠組みの利用

本枠組みは、統計センターに調査票情報を寄託している行政機関等において、統計法第 33 条に基づき当該調査票情報を提供する際に利用することができるものとする。

## 3 オンサイト利用施設

本枠組みで用いるオンサイト利用施設は、統計データの二次的利用に係る統計センターのサテライト機関の施設であって、統計センターの定める「オンサイト利用施設基準」に適合していることを統計センターが認証しているものとする。

## 4 事務の流れ

本枠組みにおける事務の流れは、次のとおりとする。

- (1) 統計法第 33 条に基づく調査票情報の提供に関し、行政機関等はその承認した申請者及び調査票情報の使用者（統計センター及びサテライト機関の職員を除く。）に係る情報、申請者が調査票情報を使用する場所として限定しているオンサイト利用施設並びに申請者に提供する調査票情報の抽出及び編成に係る仕様について、統計センターに連絡する。
- (2) 統計センターにおいて、行政機関等が提示する仕様に基づき統計センターに寄託された調査票情報を調製し、当該調製した調査票情報及びその符号表並びに申請者及び調査票情報の使用者に係る情報を、指定されたオンサイト利用施設を有するサテライト機関に送付する。
- (3) サテライト機関において、当該調査票情報の使用に関するオンサイト利用施設での準備が整い次第、その旨及びオンサイト利用施設の利用可能期間（行政

機関等が承認した当該調査票情報の使用期間内に限る。)を申請者に連絡するとともに、同内容を統計センター及び行政機関等に併せて連絡する。

- (4) 調査票情報の使用者が、オンサイト利用施設を利用しようとするときは、使用者本人であることを証明する書類及び行政機関等から交付された承認書により、使用者の本人確認を行う。
- (5) 調査票情報は、統計センターが定める「オンサイト利用施設基準」を満たす施設において厳重に管理し、その使用をオンサイト利用施設内に限定し、施設外への持ち出しを禁止する。
- (6) 利用可能期間を満了した調査票情報及び中間生成物は、サテライト機関において消去し、その旨を統計センター及び行政機関等に連絡する。